○北陸地方整備局告示第十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十日

北陸地方整備局長　野田　徹

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
射水市寺塚原一五九三番から同市川口宮袋入会地字川口九七一番二まで	前	三三・八〇～六九・八〇メートル	〇・七〇二キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	三三・八〇～六九・八〇メートル	〇・七〇二キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第二十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十日

北陸地方整備局長　野田　徹

路線名　八号

供用開始の区間	図面縦覧場所
射水市寺塚原一五九三番から同市川口宮袋入会地字川口九二三番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月二十三日

○中部地方整備局告示第五十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十日

中部地方整備局長　八鍬　隆

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
三島市塚原新田字舟久保一七六番一から沼津市原字女鹿塚二九二九番一まで	前	A 一四・〇〇～一七八・五〇メートル	一六・八八〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 一〇・五〇～三四八・七〇	九・五〇五	
	後	A 一四・〇〇～一七八・五〇メートル	一六・八八〇キロメートル	
		B 一〇・五〇～三四八・七〇	九・五〇五	

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局沼津河川国道事務所

○中部地方整備局告示第五十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十日

中部地方整備局長　八鍬　隆

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
静岡市清水区興津中町字往還道東七一八番一から同市駿河区丸子字泉ケ谷三二一六番一まで	前	A 七・二〇～一〇・〇〇メートル	二四・一二〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 九・〇〇～一六三・〇〇	二四・二三〇	
	後	A 七・二〇～一〇・〇〇メートル	二四・一二〇キロメートル	
		B 九・〇〇～一六三・〇〇	二四・二三〇	

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局静岡国道事務所

○中部地方整備局告示第五十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十日

中部地方整備局長　八鍬　隆

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
鈴鹿市北玉垣町細田一六六〇番一から松阪市小津町字八準歸五二一番二まで	前	A 一九・〇〇～八五・〇〇メートル	三〇・一三四キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 四・五〇～一五七・三〇	三三・八〇〇	
	後	A 一九・〇〇～八五・〇〇メートル	三〇・一三四キロメートル	
		B 四・五〇～一五七・三〇	三三・八〇〇	

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所

○中部地方整備局告示第五十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十日

中部地方整備局長　八鍬　隆

路線名　二十三号

供用開始の区間	図面縦覧場所
愛知県額田郡幸田町大字芦谷字山ノ田四三番一から同町大字芦谷字山ノ田六三番まで	中部地方整備局及び同局名四国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月二十三日

○中部地方整備局告示第五十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十日

中部地方整備局長　八鍬　隆

路線名　一号

供用開始の区間	図面縦覧場所
三島市南二日町六六五番一から三島市富田町五八八番一まで	中部地方整備局及び同局沼津河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月二十一日

○中部地方整備局告示第五十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十日

中部地方整備局長　八鍬　隆

路線名　一号

供用開始の区間	図面縦覧場所
静岡市清水区鳥坂字久保二五三番一から同市清水区鳥坂字大当五六四番三まで	中部地方整備局及び同局静岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月二十日

○中部地方整備局告示第五十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十日

中部地方整備局長　八鍬　隆

路線名　二十三号

供用開始の区間	図面縦覧場所
愛知県額田郡幸田町大字芦谷字山ノ田四三番一から同町大字芦谷字山ノ田六三番まで	中部地方整備局及び同局名四国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月二十三日十六時